



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 1 日 (火)
第 8 7 7 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (123) (福祉保健課) 2
	生活保護法による医療機関の廃止の届出 (124) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (125) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (126) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (127) (東部福祉保健事務所) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (128) (〃) 4
	保安林の指定予定 (129) (森林づくり推進課) 4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (130) (治山砂防課) 4
◇ 海区漁調	うなぎの採捕の制限 (1) 5
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 5
	猟銃等取扱いに関する講習会の開催 (〃) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2件) (集中業務課) 7
◇ 正 誤	平成27年12月28日付鳥取県規則第61号中訂正 13

告 示

鳥取県告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
有限会社エンゼル薬局	米子市八幡721-1	平成27年7月1日
訪問看護ステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字田後224	平成27年9月1日
たなべ歯科	八頭郡智頭町智頭1539-3	平成27年12月1日
梨花調剤薬局 津原店	倉吉市津原392-4	平成28年1月1日
小徳歯科医院	米子市河崎1740-21	〃
アイ・プラス薬局 松並店	鳥取市松並町一丁目140-3	〃
うさぎ調剤薬局	米子市中町83	〃
医療法人社団いしだ心のクリニック	米子市西倉吉町71	平成28年1月4日

鳥取県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
なんば医院	東伯郡湯梨浜町大字中興寺358-1	平成27年11月21日
永見医院	米子市久米町284-2	平成27年11月30日
医療法人社団 小徳歯科医院	米子市河崎1740-21	平成27年12月31日
アイ・プラス薬局 松並店	鳥取市松並町一丁目140-3	〃
うさぎ調剤薬局	米子市中町83	〃
いしだ心のクリニック	米子市西倉吉町71	平成28年1月3日
有限会社梨花調剤薬局	東伯郡湯梨浜町大字中興寺355-5	平成28年1月31日

鳥取県告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町安原1119	ばんだの里ところご通所介護事業所	西伯郡大山町所子118	認知症対応型通所介護	平成26年8月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町安原1119	ばんだの里ところご通所介護事業所	西伯郡大山町所子118	介護予防認知症対応型通所介護	平成26年8月1日

鳥取県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社クリエイト	鳥取市大杵206-2	小規模多機能型居宅介護事業所こすもす	鳥取市国府町新通り三丁目368-2	小規模多機能型居宅介護	平成28年2月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社クリエイト	鳥取市大杵206-2	小規模多機能型居宅介護事業所こすもす	鳥取市国府町新通り三丁目368-2	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成28年2月1日

鳥取県告示第127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月1日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人ノーマライゼーションとっとり	葵デイサービスセンター	鳥取市大覚寺77-56	平成28年3月1日	通所介護

鳥取県告示第128号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 3 月 1 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人ノーマライゼーションとっとり	葵デイサービスセンター	鳥取市大覚寺77-56	平成28年 3 月 1 日	介護予防通所介護

鳥取県告示第129号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成28年 3 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町徳丸字竹市谷1646の 1、1649、1650
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第130号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
大内木下地区急傾斜地崩壊危険区域
 - 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ直線に囲まれた区域
- | 土 地 | 標 柱 |
|------------------------|-----|
| 八頭郡智頭町大字大内字森本653- 4 | 1 号 |
| 八頭郡智頭町大字大内字木下646- 3 | 2 号 |
| 八頭郡智頭町大字大内字木下上エ1070- 3 | 3 号 |
| 八頭郡智頭町大字大内字木下上エ1066- 1 | 4 号 |

八頭郡智頭町大字大内字木下608 5号
 八頭郡智頭町大字大内字木下620-5 6号
 八頭郡智頭町大字大内字木下620-7 7号

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、うなぎの繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成28年3月1日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

1 指示内容

中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。）において全長30センチメートル以下のうなぎは、採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、鳥取海区漁業調整委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 試験研究のための採捕
- (2) 教育実習のための採捕
- (3) 増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）のための採捕

2 指示期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月1日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開発者の氏名又は 名称及び代表者の 氏名	開発者の住 所又は主た る事務所の 所在地	開発行為を 行う土地の 所在地	開発行 為の目 的	土地の面積			開発行為の工 期	開発行 為の許 可年月 日
				開発事 業区域 の土地 の面積	開発行 為をし ようと する森 林の土 地の面 積	開発行 為に係 る森林 の土地 の面積		
景山総業有限会社 代表取締役 景山 和義	島根県安来 市神庭町83	西伯郡伯耆 町三部地内	真砂土 採取及 び資材 置場	6.8541 ヘクタ ール	5.6407 ヘクタ ール	3.1535 ヘクタ ール	平成28年2月 22日から平成 32年2月21日 まで	平成28 年2月 22日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年3月1日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年 3 月 27 日 午前 9 時から午前 11 時 20 分まで	倉吉市葵町 690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6 人
平成28年 3 月 28 日 午前 9 時から正午 まで	西伯郡南部町鴨部 933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成28年 4 月 3 日 午前 9 時から午前 11 時 20 分まで	倉吉市葵町 690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

飛しょうする標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 10 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 28 年 3 月 1 日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号又は 3 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成28年 4 月 18 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4 階 第 32 会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署 の管内に居住する者
		平成28年 4 月 27 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原 1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各 警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 3 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県及び警察本部所管施設で使用する電気の供給
 予定使用電力量（供給期間総計）3,014,082 キロワット時
 予定使用電力量は、平成 26 年 12 月から平成 27 年 11 月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。
- (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。
- (3) 供給期間

平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。ただし、平成 28 年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものと

する。

(4) 供給場所

米子市流通町1350 鳥取県消防学校ほか

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他（電力供給その他これに類する営業に限る。）であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成28年3月11日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成28年3月1日（火）から同年4月18日（月）（再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成28年3月1日（火）から同年4月18日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 平成28年3月25日（金）において、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営むことができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成28年3月1日（火）から同月25日（金）までの間にインターネットの鳥取県庶務集中局のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/201930.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年3月1日（火）から同月25日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年4月18日（月）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月15日（金）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第28会議室（第二庁舎4階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成28年3月25日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成

された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Firefighting Academy, etc. 3,014,082 kWh

(2) March 25, 2016 5:00 PM: Deadline for the submission of documents for qualification confirmation

(3) April 18, 2016 1:30 PM: Date and Time for the submission of tenders

(April 15, 2015 5:00 PM: Date and Time for the submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7495

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）4,381,677キロワット時

予定使用電力量は、平成26年12月から平成27年11月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成28年6月1日から平成29年5月31日までとする。ただし、平成28年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市国府町宮下1260 鳥取県埋蔵文化財センター本所ほか

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す

る者で、その業種区分がその他の委託等のその他（電力供給その他これに類する営業に限る。）であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成28年3月11日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成28年3月1日（火）から同年4月18日（月）（再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成28年3月1日（火）から同年4月18日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成28年3月25日（金）において、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営むことができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成28年3月1日（火）から同月25日（金）までの間にインターネットの鳥取県庶務集中局のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/201930.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年3月1日（火）から同月25日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年4月18日（月）午後3時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月15日（金）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第28会議室（第二庁舎4階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4 の(1)の場所に平成28年3月25日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Archaeological Research Center, etc. 4,381,677 kWh
- (2) March 25, 2016 5:00 PM: Deadline for the submission of documents for qualification confirmation
- (3) April 18, 2016 3:30 PM: Date and Time for the submission of tenders
(April 15, 2015 5:00 PM: Date and Time for the submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi

680-8570 Japan

TEL 0857-26-7495

正 誤

平成27年12月28日付鳥取県公報号外第123号の鳥取県規則第61号（鳥取県大規模集客施設立地誘導条例施行規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

欄 改正後の欄

行 下から14及び15

誤 次のいずれかの方法により周知する方法とする。

正 次のいずれかの方法により周知する方法とする。